

受付時間 午前：9時～11時 / 午後：1時～4時

※混雑状況により受付の締切り時間を繰り上げる場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

※ご来場の際のお願い

- ・同封の「市・県民税申告書」は必ずご持参ください。
- ・※ミシン目から下の住所・氏名等が記入されている部分は切り取らずにお持ちください。
- ・相談会場の混雑緩和のため、以下の点にご留意ください。
 - ①医療費控除の申告をされる方…必要書類が不足している場合、申告を受け付けられないことがあります。領収書を整理し、それぞれの合計額を計算した「明細書」をあらかじめご自分で作成のうえ、会場にお越しください。
 - ②営業・不動産・農業収入のある方…収支計算を行い、「収支内訳書」を作成のうえ、会場にお越しください。
- ・必ずしも市・県民税の申告が必要とは限りません。所得税の申告（確定申告）が必要な方は、長野税務署の申告相談会場の若里市民文化ホールへ行っていただくか、または下記2の会場へお越しください。
- ・※税務署の確定申告相談に関するお問い合わせは長野税務署まで。電話：026-234-0111（音声案内に従って操作してください。）

1. 市・県民税申告のみの相談会場

会場	開催日	会場	開催日
浅川公民館	2月5日(月)	松代支所	岩野、清野、松代、東条、豊栄地区 2月5日(月)
若槻コミュニティセンター	2月6日(火)		
安茂里総合市民センター	2月7日(水)		
古里総合市民センター	2月15日(木)	若穂支所	上記以外の地区 2月6日(火)
柳原公民館	2月8日(木)		
大豆島公民館	2月14日(水)	川中島支所	2月7日(水)
朝陽支所	2月13日(火)	グリーン長野農業協同組合 グリーンホールミナミ (稲里町下氷鉤417番地)	2月8日(木)
長沼公民館	2月9日(金)		
小田切公民館	2月14日(水)		
芋井農村環境改善センター	2月16日(金)		
信更支所	2月14日(水)	七二会支所	2月9日(金)
			2月13日(火) ホール東側の駐車場を ご利用ください。
			2月15日(木)

2. 市・県民税申告及び確定申告相談会場 ※各会場とも開催初日は大変混雑が予想されます。

会場	開催日	会場	開催日
長野市役所 第二庁舎10階会議室203 (緑町立体駐車場または第三駐車場を ご利用ください。)	2月16日(金) ～3月15日(木) ※土・日除く	戸隠公民館(柵連絡所)	3月13日(火)
		戸隠農村 環境改善センター	3月14日(水) 3月15日(木)
		鬼無里支所	3月1日(木) 3月2日(金)
南長野運動公園 野球場会議室 (駐車場は第一駐車場をご利用ください。 案内看板に沿ってお越しください。)	2月26日(月) ～3月9日(金) ※土・日除く	大岡支所	2月22日(木) 2月23日(金)
		信州新町公民館 (支所建物3階)	3月12日(月) ～3月14日(水)
豊野支所	2月19日(月) ～2月23日(金)	中条会館	3月8日(木) 3月9日(金)

(参考)市・県民税均等割がかからない所得金額

扶養人数	合計所得金額 A	給与支払額 のみの場合	公的年金等支給額の場合	
			65歳未満の方	65歳以上の方
0	315,000	965,000	1,015,000	1,515,000
1	819,000	1,469,000	1,592,000	2,019,000
2	1,134,000	1,879,999	2,012,000	2,334,000
3	1,449,000	2,327,999	2,432,000	2,649,000
4	1,764,000	2,779,999	2,852,000	2,964,000
5	2,079,000	3,227,999	3,272,000	3,279,000

※計算式 A=315,000円×(扶養人数+1)+189,000円 単位(円)
※扶養親族がない場合は189,000円の加算なし。

(参考)市・県民税所得割がかからない所得金額

扶養人数	総所得金額 B	給与支払額 のみの場合	公的年金等支給額の場合	
			65歳未満の方	65歳以上の方
0	350,000	1,000,000	1,050,000	1,550,000
1	1,020,000	1,703,999	1,860,000	2,220,000
2	1,370,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000
3	1,720,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000
4	2,070,000	3,215,999	3,260,000	3,270,000
5	2,420,000	3,703,999	3,726,667	3,726,667

※計算式 B=350,000円×(扶養人数+1)+320,000円 単位(円)
※扶養親族がない場合は320,000円の加算なし。

(参考)ご本人が障害者・寡婦・寡夫・未成年(平成10年1月3日以降生まれ)の場合の市・県民税がかからない所得金額

合計所得金額 (B)	給与支払額 のみの場合	公的年金等支給額の場合	
		65歳未満の方	65歳以上の方
1,250,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000

単位(円)

※昭和28年1月1日以前生まれならば65歳以上
※ここでいう公的年金とは、課税対象の公的年金です。
遺族年金・障害年金等は除きます。
※扶養人数には16歳未満の扶養親族を含みます。

お問い合わせは

長野市財政部市民税課

代表 226-4911 内線 2452・2456

直通 224-8507